

富士五湖自然首都圏フォーラム
ワーキンググループ活動支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 富士五湖自然首都圏フォーラムワーキンググループ活動支援事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、世界文化遺産富士山の裾野に広がる自然豊かな観光リゾート地でもある富士五湖地域を、教育、文化、芸術などの中心的地域となる「自然首都圏」へと発展させていくことを目的に、令和4年12月に発足した「富士五湖自然首都圏フォーラム」(以下「フォーラム」という。)へ参画する企業等が、フォーラムに設置された各ワーキンググループのテーマに沿って本県で実施する社会実験などのプロジェクト(以下「プロジェクト」という。)に要する経費の一部について予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助対象経費等)

第4条 この補助金は、プロジェクトに必要な経費であって、別表第2に掲げるもののうち、知事が必要かつ相当と認められるものについて交付する。

(補助金交付の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 消費税法(昭和63年法律第108号)第5条第1項の規定により消費税を納める義務がある者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が

明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、交付決定通知書(様式第2号)により速やかに通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 前条第2項ただし書きにより交付申請されたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助対象事業の経理等)

第7条 前条の規定に基づく交付決定を受けた交付申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了(廃止の承認を受けた場合も含む。)の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(補助金交付の条件)

第8条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助金交付申請書に掲げる補助事業の内容の変更をしようとするときは予め事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止・廃止承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について、知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、山梨県補助金等交付規則第17条第3項に規定する割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、請求書(様式第7号)により支払うものとする。ただし、知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に消費税仕入税額控除適用報告書(第9号様式)を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分及び管理)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、次項に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 3 財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」を勘案し、交付決定時に示すものとする。
- 4 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円未満のものはこの限りではない。

(交付決定の取消等)

第15条 知事は、第8条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 補助事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していた場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、山梨県補助金等交付規則第17条第1項に規定する割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第11条第3項の規定を準用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月16日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助金交付の対象者
<p>富士五湖自然首都圏フォーラムに参画する団体で、次に掲げる事項のすべてに該当すること。</p> <p>(1) プロジェクトを的確に遂行する組織、人員等を備えていること</p> <p>(2) プロジェクトを的確に遂行するに足る技術的能力及び管理能力を有すること</p> <p>(3) 法令等又は公序良俗に反していない及び反する恐れがないこと</p> <p>(4) 会社更生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。</p> <p>(6) 採択決定までに、日本国内に居住している又は居住する予定である者。また、外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。</p>

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>報償費（専門家等に対する謝金）、旅費（専門家等の旅費）、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、雑役務費、保険料）、委託料（販促物作成、プロジェクト運営等の委託に要する経費）、使用料及び貸借料、工事費、備品購入費（補助事業期間終了後も継続して使用するものであり、使用目的が限定されているものに限る。）、知的財産権等関連経費、人件費（プロジェクトを行うため必要な臨時的に発生する人件費）、その他知事が必要と認める経費</p>	<p>3 / 4</p> <p>ただし、補助申請額が1,500千円を超えない場合については10 / 10とする。</p>	<p>5,000千円</p>